

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2020 年 10 月 22 日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 小野市匠台3番地

氏名 新川泰樹

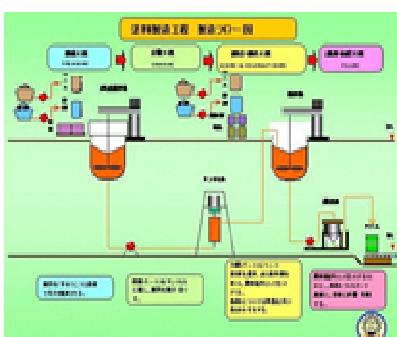
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0794-63-8111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

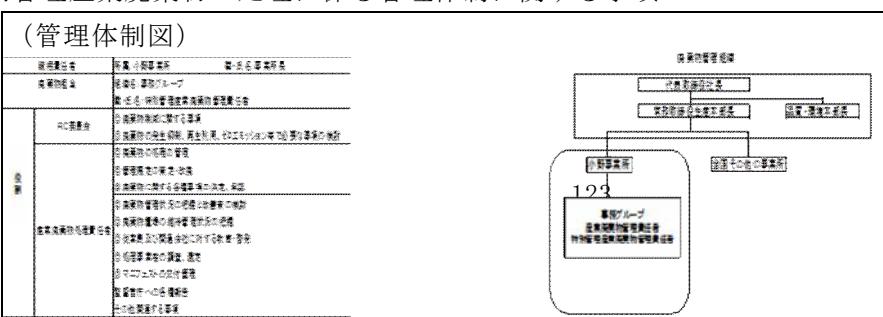
事業場の名称	関西ペイント株式会社 小野事業所
事業場の所在地	小野市匠台3番地
計画期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	1644 塗料製造
②事業の規模	製造品出荷額：5408804千円
③従業員数	59名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	 <p>廃油：左記の工程から発生する洗浄廃溶剤・ 廃塗料付着ウェス・濾過工程での塗料付着ワ イルター及び出荷不能となった製品で、収集 運搬(外部委託)⇒焼却中間処理(外部委託) ⇒焼却残滓は管理型埋立処分</p>

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	排出量	94 t	t
(これまでに実施した取組) 決め事を順守し、工程異常を抑制し、廃却塗料の排出量を削減			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	排出量	78 t	t
(今後実施する予定の取組) 生産性の効率化を進め、排出量の削減に努める			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 屋外の廃品置き場に特別管理産業廃棄物置き場を設置しその他の産業廃棄物と区分けを行っている
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記区分け及び置き場の3Sの維持継続

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（平成30年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 当事業所は再生する設備及び焼却設備はない		
①現状		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
自ら再生利用を行 う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 今後とも、上記現状の設備の設置はない		
②計画		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（平成30年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 処理設備無し		
①現状		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
自ら熱回収を行 う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 処理設備無し		
②計画		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

	【前年度（平成30年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
①現状	(これまでに実施した取組) 埋め立て場所はない		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	(今後実施する予定の取組) 埋め立て場所はないので、目標計画からは除外		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（平成30年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	94 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	94 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
①現状	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 処理委託先への視察を実施し、適正に処理されていることを確認した		

(第5面)

②計画		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
		全処理委託量	94 t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	94 t	t
		再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)				
発生する廃油の成分や熱カロリーのバラツキが大きく、また廃水性塗料にも親水性溶剤が含まれており処理業者での再生や熱回収処理が困難な状況でもある。新しい技術を持った処理業者を探して行く				
電子情報処理組織の使 用に関する事項		【前年度（平成29年度実績】		
		特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	94	t
		(今後実施する予定の取組) 思案中		
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。